

申請から設置までの流れ

① 申請

- 「必要申請書類」を郵送または窓口にて、防災課（本庁舎西棟6階）に提出してください。
※「必要申請書類」は区公式ホームページまたは防災課窓口、区立図書館、区民事務所、地域区民センターにあります。



区公式
ホーム
ページ

② 書類審査・通知

- 設置の要件を満たしていれば、申請月の翌月中旬ごろに、『承認通知書』を申請者宛に送付します。

③ 設置工事

- 『承認通知書』がご自宅に届いてから約1~2か月後、設置業者が電話にて訪問日の連絡をします。設置工事の際は、必ず立ち合い(30分程度)をお願いします。

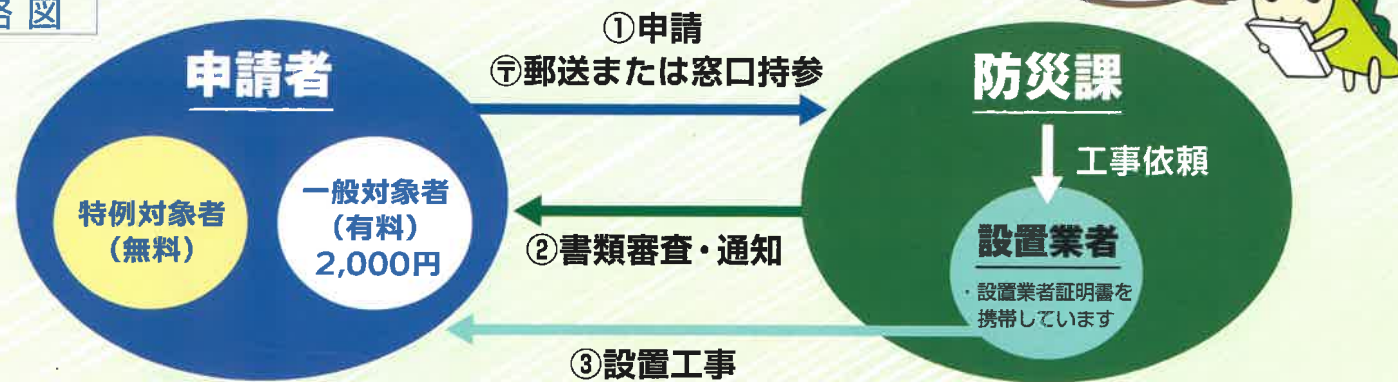
●支払い（一般対象者のみ）

工事完了を確認後、設置費用 2,000円（税込）を、設置業者にお支払いください。

ご不明点は
防災課まで



略図

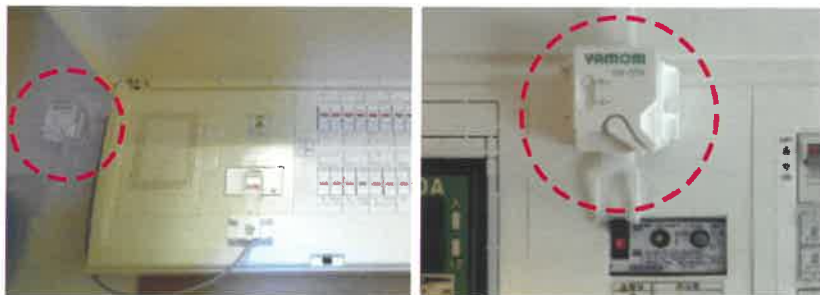


必要申請書類および申請方法

	【特例対象者】必要申請書類	【一般対象者】必要申請書類
①郵送 又は 窓口持参	(あ) 申請書(第1号様式) (い) チェックシート (う) 承諾書(第2号様式)【賃貸の場合のみ】 ※(え) 特例対象であることの証明書等のコピー又は提示 (火災危険度ランクが5及び4の地域と「地域の手」登録者の申請は除く)	(あ) 申請書(第1号様式) (い) チェックシート (う) 承諾書(第2号様式)【賃貸の場合のみ】
所有者 一括申請	集合住宅の所有者又は管理者は、建物への設置について、一括申請できるようになりました。 上記に加え、承諾書(第2号の2様式)【所有者一括申請の場合のみ】が必要です。	

※『65歳以上のみの世帯』の場合のみ、世帯全員分の身分証明書のコピーを同封または提示してください。
※2世帯住宅で分電盤を別々に使用されている場合は、世帯毎の申請となります。

設置例



フタ付

フタなし

設置困難事例の紹介

1. 自宅で医療機器を使用していて、停電時の補助電源を確保できない場合
2. 工場型分電盤の場合(写真の形状のもの)

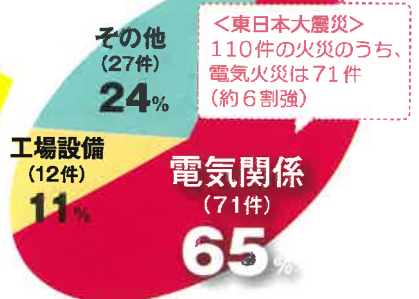


地震による電気火災を防ごう!!

令和5年度 感震ブレーカー 設置支援事業

感震ブレーカーは、震度5強以上の地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止め、火災の発生を防ぐ器具です。(作動震度は強弱2段階切替【震度5強、6弱】が可能です。)

大規模地震時に発生する火災の約6割は電気



大規模地震時に発生した火災の過半数が電気に起因する火災(出火原因が確認されたもの)

※「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会報告書」について(概要)より作成

集合住宅の所有者又は管理者は建物への設置について一括申請できるようになりました!

特例対象者 無料 (器具購入費+設置費用を区が負担)

●杉並区内に居住し、以下の1~5いずれかの要件に該当する世帯に属する方

1. 65歳以上のみの世帯
2. 「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方がいる世帯
3. 「難病患者福祉手当」を受けている方がいる世帯
4. 地域のたすけあいネットワーク「地域の手」登録者のいる世帯
5. 火災危険度ランクが5及び4に該当する地域の世帯(裏面参照)

一般対象者 有料 (器具購入費は区が負担・設置費用 2,000円)

●特例対象者世帯を除く杉並区内に居住または杉並区内に家屋を保有している方

申請受付期間

令和5年4月1日~令和6年2月28日まで (※消印有効)

※ただし、年間予算額に達した時点で、受付を終了させていただきます。
区公式ホームページのほか、区防災課への電話でも確認可能です。

申請受付 問い合わせ先	杉並区役所 防災課(区役所西棟6階)窓口へ持参、または郵送 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 Tel.03-3312-2111(代表)【平日8:30~17:00まで】 ※申請は一世帯につき1回のみです。また、器具のみのお渡しはいたしません。
施工業者 問い合わせ先	東京土建杉並支部(杉並区小規模建設事業団体連絡会) 〒166-0003 杉並区高円寺南3-6-2 Tel.03-3313-1445【平日9:00~17:00まで】



! ご注意ください

地震の揺れと同時に家屋内すべての電気供給が遮断されるため、医療機器や防犯、避難用照明及び常時電源が必要となるものは、別途補助電源のご用意をお願いします。なお、設置時にも作動確認のため、一時的に家屋内の電源供給が遮断されます。

- ・設置時及び災害時に発生する停電により、希に電気製品が故障する場合があります。ご家庭内の電源が全て遮断されることによる損害について、区は責任を負わないものとします。
- ・設置後の対応について、区は関与しないものとします。



火災危険度ランク 5と4の地域

火災危険度ランクが5及び4に該当する地域の世帯は特別対象者となります。

- 阿佐谷北2丁目及び3丁目
- 阿佐谷南1丁目
- 天沼1丁目及び2丁目
- 和泉1丁目
- 梅里2丁目
- 高円寺北1丁目及び3丁目
- 高円寺南3丁目
- 下高井戸4丁目
- 松庵3丁目
- 成田東1丁目、3丁目及び5丁目
- 西荻北4丁目
- 西荻南2丁目
- 方南1丁目
- 本天沼1丁目及び2丁目
- 松ノ木3丁目

凡 例：火災危険度

ランク： ■ 5
■ 4

火災危険度ランク 5及び4ランク
(令和4年度9月 東京都公表「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」)

火災危険度ランク：

東京都では、東京都震災対策条例（当時は震災予防条例）に基づき、市街地の変化を表す建物などの最新データや新たな知見を取入れ、概ね5年ごとに調査を行っています。今回は第9回目の公表です。測定調査では、都内の市街化区域の5,192町丁目について、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数及び総合危険度で示したものです。



関東大震災100年

幾多の災害を乗り越えてきた東京
備えよう、明日の防災

